令和7年度新居浜 · 西条圏域災害医療対策会議

日時: 令和7年9月26日(金)15:00~16:30

場所:東予地方局7階 大会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 広域災害・救急情報システム (EMIS) のリニューアルについて
- (2) 災害時避難所・救護所及び医療機関対応機能調査結果について
- (3) マイナンバーカードを用いた避難所チェックインシステムについて
- (4) その他
 - ア 衛星携帯電話について
 - イ 災害時における連絡体制の構築について
 - ウ 新居浜・西条圏域における災害医療対策の現状と課題
- 3 閉会

令和7年度新居浜•西条圏域災害医療対策会議委員 出席者名簿

機関名	所属	氏名	備考
保健所	西条保健所 (保健統括監、西条保健所長)	武方 誠二	会長
災害拠点病院 (災害拠点病院 コーディネーター)	愛媛県立新居浜病院 (県立新居浜病院非常勤医師)	明比 俊	副会長
公立病院 (公立病院 コーディネーター)	西条市立周桑病院 (院長)	雁木 淳一	
市医師会	新居浜市医師会 (理事、住友別子病院 院長)	鈴木 誠祐	
	西条市医師会 (済生会西条病院 院長)	石井 博	
県歯科医師会	西条市歯科医師会 (会長、行本歯科 院長)	行本 安志	
県薬剤師会支部	愛媛県薬剤師会新居浜支部 (支部長、ひめ薬局松神子店管理薬剤師)	村上 宏之	代理:災害対策副委員長 秦 ゆう子
	愛媛県薬剤師会西条支部 (支部長、れんげ堂薬局みつばち店管理薬剤師)	佐伯純也	
県看護協会	愛媛県看護協会 (西条市立周桑病院看護部 看護部長)	越智 三紀	
消防機関	新居浜市消防本部 (警防課 課長)	柴田 三輝	
	西条市消防本部 (次長兼警防課 課長)	岩﨑 勇介	
市町	新居浜市 (福祉部健康政策課 課長)	小島 篤	
	西条市 (こども健康部健康医療推進課 主幹)	今井 菜穂美	

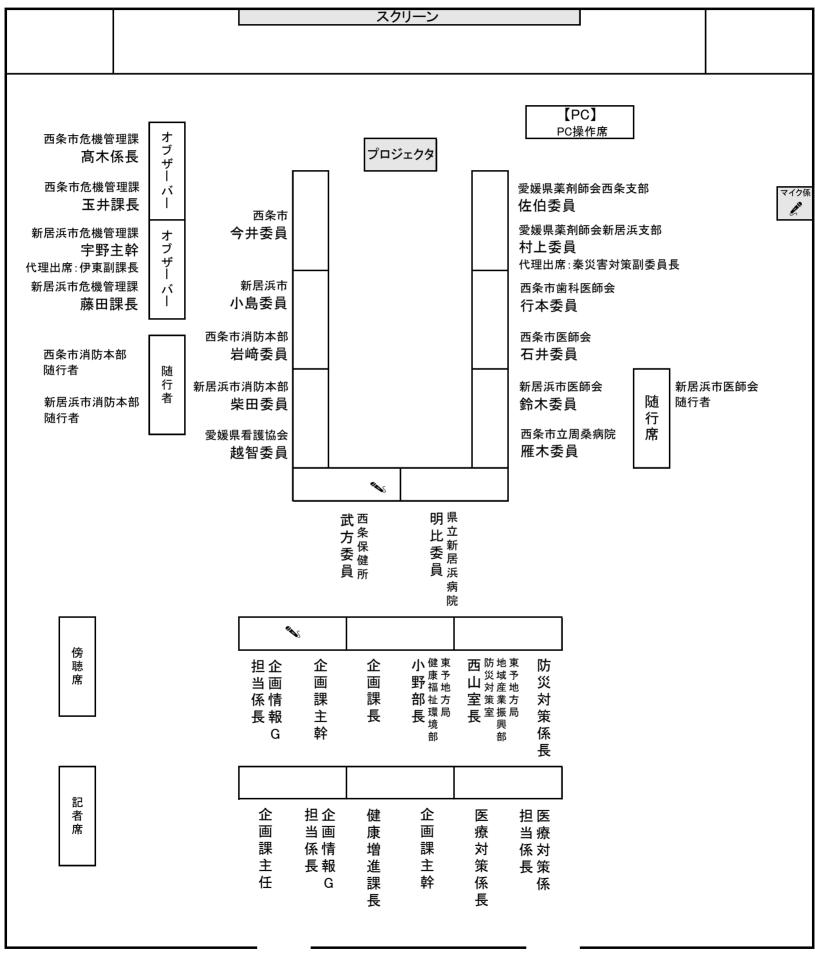
新居浜・西条圏域災害医療対策会議 オブザーバー 出席者名簿

機関名	所属	氏名	備考
新居浜市	市民環境部危機管理課 (課長)	藤田 裕一	
	市民環境部危機管理課(主幹)	宇野 久美子	代理:危機管理課副課長 伊東 拓麻
西条市	経営戦略部危機管理課 (課長)	玉井 秀幸	
	経営戦略部危機管理課 (危機管理係長)	髙木 俊嗣	
愛媛県	東予地方局健康福祉環境部 (部長)	小野 敬浩	
	東予地方局地域産業振興部総務県民課 (防災対策室長)	西山 貴久哉	

令和7年度新居浜·西条圏域災害医療対策会議 配席図

日時:令和7年9月26日(金)15:00~16:30

場所:東予地方局7階 大会議室



新居浜・西条圏域災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条圏域における災害医療の課題と対策を予め検討するとともに、災害時に域内の医療を確保するため、新居浜・西条圏域災害医療対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 域内の災害医療体制の構築
 - (2) 災害時における域内の医療救護に係る連絡調整
 - (3) その他、県及び域内の災害医療に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 会議は、次項に定める域内の関係機関で構成する。
- 2 前項に規定する関係機関は、災害拠点病院、公立病院、市医師会、県歯科医師会、県 薬剤師会支部、県看護協会、消防機関、市、保健所とするが、必要に応じて追加するこ とができる。
- 3 会議の委員は、県保健所長が委嘱する。ただし、災害拠点病院コーディネータまたは 公立病院コーディネータを置く機関にあっては、当該コーディネータを参画させるもの とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は県保健所長とし、副会長は災害拠点病院コーディネータとする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会務に当たる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議の招集)

- 第6条 会議は、会長が招集する。
- 2 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、会長の承認 を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務局)

- 第7条 事務局は、西条保健所企画課に置く。
- 2 会議の運営に係る事務は、事務局で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。